

## 県外産業廃棄物搬入協定書

有限会社 塩川産業 代表取締役 塩川聖一（以下「甲」という。）  
と大分県（以下「乙」という。）とは、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、**平成26年3月13日** 付けで協議が成立した県外産業廃棄物の搬入について、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙との協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理する。  
2 甲が搬入する県外産業廃棄物の種類、数量及び性状並びにその処分方法が協議の内容と異なる場合は、乙は、当該県外産業廃棄物を撤去するなどの方法により直ちに協議の内容に沿うよう適正な処理を行わせるとともに、適正な処理が行われたことを乙が確認するまでの間、県外産業廃棄物の搬入（次年度以降に成立した協議に係るものを含む。以下同じ。）を停止させることができるものとする。

第2条 協定期間は、**平成26年4月1日**（搬入開始日）から事前協議に係る搬入が終了する日までとする。

第3条 甲は、乙に対し、条例第15条の規定に基づき、4月から9月までの間における搬入状況にあっては10月末日までに、10月から翌年3月までの間における搬入状況にあっては4月末日までに、県外産業廃棄物搬入実績報告書（大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則第10号様式。以下「報告書」という。）を提出して報告するものとする。  
2 報告書を前項に規定する期日までに提出しない場合又は報告書に虚偽の記載があった場合は、乙は、適正な報告書が提出されるまでの間、県外産業廃棄物の搬入を停止させることができるものとする。

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

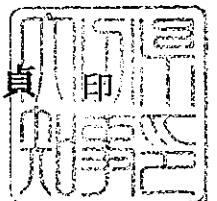
**平成26年3月13日**

甲 住所 宮崎県宮崎市大字新名爪  
字谷廻4090番地21  
氏名 有限会社 塩川産業  
代表取締役 塩川聖一



乙 大分県

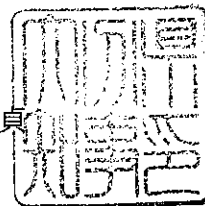
代表者 大分県知事 広瀬勝貞



有限会社塩川産業

代表取締役 塩川 聖一 殿

大分県知事 広瀬 勝 貞



県外産業廃棄物搬入協議結果通知書

平成26年3月11日付けで協議のありました上記については、下記のとおり基準に適合すると認めるので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第12条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

(1)県外産業廃棄物排出する事業場	名称	有限会社塩川産業
	所在地	宮崎県宮崎市大字新名爪字谷廻4090番地21
(2)搬入先の産業廃棄物処理施設等	名称	太平洋セメント株式会社 大分工場津久見プラント
	所在地	大分県津久見市合ノ元町2番1号
	処分方法	中間処理 (焼却)
(3)搬入しようとする県外産業廃棄物	種類(特別管理産業廃棄物は別書きとする。)	数量(単位:トン)
	廃プラスチック類(原子炉等規制法に基づくクリアランスレベルに適合しないものを除く)	900.000トン
	合計	900.000トン
(4)搬入期間	平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 27 年 3 月 31 日 まで	
(5)特記事項		